

## 4. 建設工事現場の快適職場推進計画の認定とは

快適職場推進計画の認定制度は、事業者が作成した快適職場推進計画が快適職場指針に照らして適切なものであると認められるとき、これを都道府県労働基準局長が認定する制度です。

より安全で、より健康的な職場づくりを目指して努力している建設工事現場（工事完了までの工期が概ね6カ月以上）が、快適職場形成促進事業の見直しにより、平成7年9月から、都道府県労働基準局長による快適職場推進計画の認定対象となりました。

## 5. 快適職場推進計画の認定を受けるメリット

(1) より高い安全衛生管理水準である現場の証となります

事業者が快適職場推進計画の認定を受けた場合には、その事業場が法令の基準を越えた高い安全衛生管理水準を目標に快適職場づくりを行っている証となります。

(2) 労働災害の防止に寄与します

快適職場づくりを進めていくと、機械・設備等については不安全な状態が改善され、作業方法については作業負担が軽減されることから、作業者の不安全な行動を少なくすることができ、その結果、労働災害の発生の防止に寄与します。

## 6. 快適職場推進計画の認定手続き

認定を受けようとする場合は、「建設工事快適職場推進計画認定申請書」を都道府県快適職場推進センターを経由して、都道府県労働基準局長に提出して下さい。なお、計画の作り方や申請の仕方等は、快適職場推進センターにご相談下さい。また、建設業労働災害防止協会では実施要領（有料）を作成する予定です。

